

魚津市告示第79号

魚津市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱を次のように定める。

令和4年5月31日

魚津市長 村椿 晃

魚津市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い  
要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）の積極的勧奨の差し控えにより、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に規定する予防接種（以下「定期接種」という。）の機会を逃した平成9年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた女子であって、定期接種の対象年齢を過ぎてヒトパピローマウイルス感染症（以下「HPV感染症」という。）に係る任意接種を受けたものについて、当該任意接種の費用の助成（以下「償還払い」という。）を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 償還払いの対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和4年4月1日時点で魚津市に住民登録がある者
- (2) 16歳となる日の属する年度の末日までにHPV感染症に係る定期接種において3回の接種を完了していないこと。
- (3) 17歳となる日の属する年度の初日から令和3年度の末日までに日本国内の医療機関で組換え沈降2価HPVワクチン又は組換え沈降4価HPVワクチンの任意接種を受け、接種費用（交通費、宿泊費、書類の発行に要した文書料等を除く。）を負担したこと。
- (4) 償還払いを受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種（予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第1条の3第1項の表中ヒトパピローマウイルス感染症の項下欄第2号に該当することにより実施されるヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種をいう。）を受けていないこと。

(償還払いの対象額)

第3条 市は、第6条の規定により、償還払いを行うことが決定した者に対し、前条第1項第3号の接種費用(最大3回接種分まで)に相当する額(以下「償還額」という。)を支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、償還払いを受けようとする者が次条第1項第1号に掲げる書類を提出しない場合には、償還額は、償還払いの申請日の属する年度における市が魚津市医師会と契約した定期接種の単価(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

(償還払いの申請)

第4条 償還払いを受けようとする対象者又はその保護者(以下「申請者」という。)は、魚津市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請者が第2号に掲げる書類等を添付することができない場合には、魚津市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請用証明書(様式第2号)の提出をもって第2号に掲げる書類等に代えることができる。

(1) HPV感染症に係る任意接種を行った医療機関が発行する領収書及び接種回数を証明できる書類(原本)

(2) 償還払いを受けようとする者の接種記録が確認できる母子健康手帳、予防接種済証又は接種済みの記載がある予診票等の写し

(3) 健康保険証など接種対象者の氏名、住所及び生年月日を確認することができるものの写し(申請者と対象者が異なる場合は双方のもの)

(4) 振込先の金融機関口座が確認できる書類の写し

(申請期限)

第5条 償還払いの申請期限は、令和7年3月31日とする。

(償還払いの決定)

第6条 市長は、第4条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、償還払いを行うことを決定した時は、魚津市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用支給決定通知書(様式第3号)により、行わないことを決定したときは、魚津市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用不支給決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(支給方法)

第7条 償還払いは、申請者から指定された金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

(支給決定の取消し等)

第8条 市長は、支給の決定を受けた者が虚偽その他の不正な行為により償

還額の支給を受けたと認めるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定により支給決定を取り消した場合において、既に償還額が支給されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 償還払いを受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(関係機関との連携等)

第10条 市長は、償還払いを行うことの決定のための調査又は過去に決定した償還払いに係る調査のために特に必要と認めるときは、魚津市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請書で取得している同意の範囲内で、官公署その他の関係機関に対し、必要な資料の提供を求め、又は事実の確認若しくは聴取を行うことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、償還払いの実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年6月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第6条の規定による支給決定を受けている者に係る第8条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

様式第1号（第4条関係）

魚津市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請書

年 月 日

魚津市長 あて

標記について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ		接種を受けた者との続柄	
	氏名			
	現住所	〒		
	電話番号			

※申請できるのは接種を受けた本人、又はその保護者に限ります。

被接種者	フリガナ	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		生年月日	年 月 日	
	氏名					
	現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	〒			
	令和4年4月1日時点の住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	〒			
	ワクチンの種類	<input type="checkbox"/> 組換え沈降2価HPVワクチン				
		<input type="checkbox"/> 組換え沈降4価HPVワクチン				
	予防接種を受けた年月日 (申請分のみ記載)	1回目		年	月	日
		2回目		年	月	日
		3回目		年	月	日
	申請金額 (申請分のみ記載)	1回目		円	合計	円
		2回目		円		
3回目			円			
接種医療機関	名称					
	住所					
	TEL					
※複数の医療機関で接種した場合、下記に名称・住所・TELを記載						

私が受領する任意接種費用について、下記指定口座への振込を依頼します。

振込先口座	金融機関名	銀行 信用金庫 農協								本店 支店 支所
		金融機関コード					支店番号			
	預金種別	普通 ・ 当座								
	口座番号									
	フリガナ									
	口座名義人									

依頼人（申請者）氏名

申請者氏名と異なる名義の口座に振り込みを希望される場合、下欄に記入をお願いします。

※委任状

私は、上記口座名義人に接種費用の受領に関する一切の権限を委任します。

令和 年 年 日

申請者氏名

【誓約・同意事項】 ※該当する項目に☑を入れてください。

この申請に係る住民基本台帳（申請者と被接種者が異なる場合は双方の登録事項）及び医療機関等における情報について、魚津市が必要と認めるときは調査を行うことに同意しますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
この申請書を、魚津市において支給決定をした後は任意接種費用の請求書として取扱うことに同意しますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
キャッチアップ接種を受けましたか。はいの場合、接種回数と接種を受けた自治体名を右記にご記載ください。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 回・
本申請分のヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用について他の自治体から費用の助成を受けたことがありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提出に必要な書類を紛失している場合、接種医療機関に再発行等の可否について問い合わせを行いましたか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
申請内容に偽りがあった場合や相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの費用を返還することに同意しますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

【提出書類】

- 被接種者の氏名・住所・生年月日が確認できる書類の写し（申請者と被接種者が異なる場合は双方のもの）※申請時住所記載の住民票、運転免許証、健康保険証（両面）などいずれかひとつ
- 振込希望先金融機関の通帳又はキャッシュカードの写し（口座番号等確認用）
- 接種費用の支払いを証明する書類（領収書及び明細書、支払証明書等）※原本に限ります。
- 接種記録が確認できる書類（母子健康手帳「予防接種の記録」欄の写し等）

※申請者と被接種者が異なる、必要書類が不足している等の場合に、追加の書類を求めることがあります。

様式第2号（第4条関係）

魚津市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請用証明書

年 月 日

魚津市長 あて

（被接種者情報）※申請者が記入

住 所： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_

生年月日： \_\_\_\_\_

上記の者がヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを接種したことを証明します。

ワクチンの種類	<input type="checkbox"/> 組換え沈降2価HPVワクチン		
	<input type="checkbox"/> 組換え沈降4価HPVワクチン		
予防接種を受けた年月日	1回目	ロット番号	接種量
	接種年月日		
	年		0.5 mL
	月 日		
	2回目	ロット番号	接種量
	接種年月日		
	年		0.5 mL
	月 日		
	3回目	ロット番号	接種量
接種年月日			
年		0.5 mL	
月 日			

実施場所：

医療機関コード：

医師名：

医師署名又は記名押印：

記載日： 年 月 日

様式第3号（第6条関係）

魚津市指令 第 号  
年 月 日

様

魚津市長

魚津市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払いについて、次のとおり支給することに決定したので、魚津市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱第6条の規定により通知します。

記

支給決定額

円

様式第4号（第6条関係）

魚津市指令 第 号  
年 月 日

様

魚津市長

魚津市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払いについて、次のとおり支給しないことに決定したので、魚津市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱第6条の規定により通知します。

記

（不支給とした理由）